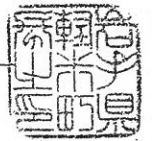


軽再エネ第28号
平成28年11月22日

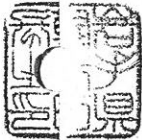
合同会社軽米東ソーラー
代表社員 株式会社レノバ
職務執行者 辻本 大輔 殿

軽米町長 山本 賢



設備整備計画に係る認定通知書

平成28年8月10日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく岩手県知事の同意を得た上で、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。



認 定 条 件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為関係事項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置が適用されるものであることから、次に掲げる条件に従って開発行為を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

- 1 近年、ゲリラ豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。
- 2 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守すること。

なお、同協定書第 6 条に定める「維持管理計画書」については、森林法第 11 条に規定する「森林経営計画」として作成し、軽米町長の認定を受けて、適切な森林施業を行うこと。

- 3 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「開発協定書」を遵守すること。
- 4 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「自然環境の保護等に関する協定書」を遵守すること。

なお、同協定書第 3 条に定める「太陽光発電事業完了後の森林への回復」を確実に行うとともに、第 4 条に定める「林地開発行為区域内における希少野生動植物等の環境調査結果」で明らかになった希少動植物については、保護措置等を適切に行うこと。

- 5 軽米町及び合同会社軽米東ソーラーとの間で平成 28 年 9 月 2 日に締結した「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を遵守すること。
- 6 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 7 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 8 認定した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、県の担当職員の確認を受けたいうで開発行為に着手すること。
- 9 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、軽米町及び所轄広域振興局長等に届け出ること。
- 10 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- 11 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 12 認定した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること（軽米町は設備整備計画変更の認定をしようとする場合は、知事の同意を得ること。）
- 13 12に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 14 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 15 完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等を行わないこと。
- 16 開発行為は、認定の日から起算して1年以内に着手すること。
- 17 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙1「現場写真撮影要領」を参照）

現 場 写 真 撮 影 要 領

1 撮影の趣旨

撮影は、工事完了後外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等について、後日確認するための資料とすることを目的として行うものである。

2 撮影方法

(1) 次に掲げる工事の施工状況及び形状寸法について撮影すること。

- ・ 工事完了後、確認が難しくなる防災施設工事
- ・ その他関連工事

(2) 撮影の際は、被写体にテープ、ポール等を当て、寸法が明確に読み取れるにし、次の事項を記入した黒板等を写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 工種
- ③ 撮影年月日
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

(3) 写真は、工種毎に施工順序に従ってアルバム等に添付し、完了確認調査時までに整理すること。

別記様式第1号（第7条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

平成28年 8 月 10 日

軽米町長 山本 賢一 殿

申請者

住 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
氏 名 合同会社軽米東ソーラー
代表社員 株式会社レノバ
職務執行者 辻本 大輔



農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
① 合同会社軽米東ソーラー ② 東京都千代田区大手町一丁目7番2号 ③ 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 辻本 大輔 ④ 電話番号 03-3516-6235 E-mailアドレス koizumi@renovainc.jp 担当者名 小泉 力	⑤ 100万円 ⑥ 2名 ⑦ 太陽光発電事業 ⑧ 3月
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
① : ② : ③ : ④ : 電話番号 : E-mailアドレス : 担当者名 :	⑤ : ⑥ : ⑦ : ⑧ :

(注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及びしよく「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	7.0万	7,400万	121	九戸郡軽米町大字山内第4地割駒板他	111-1ほか54筆	山林	山林	121	合同会社軽米東ソーラー	3
ii											

(注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	パワーコンディショナー	0.39 ヘクタール	i のとおり	同左	同左	同左	0.39 ヘクタール	合同会社軽米東ソーラー	3
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「〇.(①の対応する番号) のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	平成28年 12月 1日～ 31年 11月 30日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	平成31年 12月 1日～ 51年 11月 30日
ii	年 月 日～ 年 月 日

- (4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先
東北電力へ売電（年間約26億円）を実施する。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関しては、経済産業省より設備の認定また東北電力より系統連係承諾書を受領済みである。

(注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

① 発電事業に伴う収入の一部取り扱いの内容

番号	取組内容	受益対象者	寄付金額	取組期間	受益対象者との調整等	取り扱いの根拠	備考
ア	自治体への寄付金	軽米町	年額 500万円	発電事業開始から20年間	当事者間での協定	軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画	

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

② 受益対象者による地域活性化対策の内容 (予定)

番号	取組内容	基金の名称 (予定)	基金の種別	基金運用の内容 (予定)	対象地域	備考
ア	地域活性化基金の創設	軽米町自然のめぐみ基金	取崩型基金	・ 森林整備事業 (間伐等) への助成 ・ 農道、林道の整備・維持への助成 ・ 地域活性化施設の維持管理への助成	軽米町全域	

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種別・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2) は、(1) が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名 (法人又は法人でない団体にあつては、名称) を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の (注) のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

- (1) 設備の設置等にあたり岩手県林地開発基準に準じた手続きを行います、周辺環境に配慮し施設周辺に斬置森林もしくは緑地帯を設けます。また緑地帯には小動物の移動経路を確保すべく配慮します。
- (2) 災害予防に対する事項
- ① 雨水流出による土砂流出等により災害が発生しないよう洪水調整池と沈砂池を適宜に設置します。
 - ② 施設の配置については急傾斜地をさけるようにします。
 - ③ 災害時の対策として事前に災害連絡体制表を作成して町に届出をします。
- (3) 発電設備の撤去及び原状回復
- ・事業を廃止した時は速やかに設備を撤去のうえ原状回復をします。
- (4) 事前環境への配慮のため自主的環境影響評価を実施しています。調査項目は・騒音・振動・動植物・景観・反射光・廃棄物です。
- (5) 地元住民への説明は地権者、森林組合、利害関係人を中心に重ねており、ご理解を頂いております。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
18億4千万円	年間売電収入の一部を銀行に積み立てることにより、左記の費用を確保する。	

(注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、もしくは途中で事業を廃止する場合は、合同会社軽米東ソーラーが発電設備(太陽光発電パネル等)を撤去するとともに、使用期間終了時点、廃止時点もしくは撤去時点の法令を遵守し、リサイクル等の手法により適切に処理する。跡地については合同会社軽米東ソーラーが事業実施前の状態(主に山林)に原状回復する。これら発電設備の撤去や原状回復に係る実施と費用の拠出の責務は合同会社東ソーラーが負うものとし、その旨を約した土地の賃借に係る契約を地権者とあらかじめ締結する。

7 特例措置に関する事項(別表3-1~別表3-6)

(注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。

7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第1号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第3号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。

11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3（2）を記載する場合にあつては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあつては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

(別表 3-2-①)

(別紙) の設備又は施設の番号

森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置 (法第 11 条第 1 項) 関係

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	別紙と同じ
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	1 2 3 . 0 6 1 2 ヘクタール
開発行為の着手予定年月日	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
開発行為の完了予定年月日	平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合 (法第 7 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する行為並びに同条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までに掲げる行為に係る場合を除く。) にあつては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図 (整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

(別表1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

番号	設備の種類	必要な資金の額		調達方法					備考	
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計 (①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他		合計 (①+ ②+③+④)
i	太陽光	248億円	4億円	252億円	0円	252億円	0円	0円	252億円	
ii										
iii										
合計										

- (注) 1 (別紙)の2(1)の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 ((2) の場合は除く。)

(単位：万円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						備考		
			①申請者 による資金	②申請者 以外による 資金	③発電事業に よる売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計 (①+ ②+③+④ +⑤+⑥)	
自治体への寄 付	合同会社 軽米東ソ ーラー	年額 500万円			500万円					500万円	売電開始 から20 年間
合 計		年額 500万円			500万円					500万円	

(注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合にあつては、それぞれごとに記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含めて記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種 類・用途 等	必要な資金の額		調達方法						合計 (①+ ②+③+④ +⑤+⑥)	考 備		
		①設備 投資額	②初年度 の運転資 金額	①申請者 による 資金	②申請者 以外に よる資金	③発電事 業による 売電収益	④借入金	⑤補助金 等	⑥その他				
ア													
イ													
ウ													
合 計													

- (注) 1 (別紙)の3(2)①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合においては、それらの者を含め全て記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名称等を括弧書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

附 属 明 細 書 (工 区 合 計)

工区	事業区 域面積 A (ha)	開発行為 をしよう とする森 林面積 B (ha)	左の面積の内訳										造成森林の 面積積 J=C5+C6 (ha)	計 K=H+J (ha)	森林率 L=K/B (%)	造成森林の状況			土地の登記簿 上の権利の種 類及び氏名	左の権利の 取得状況	備考						
			開発行為に係る森林面積						残存森林の面積							造成森林の内訳											
			造成緑地 C1 (ha)	道路 水路 C2 (ha)	施設用地 C3 (ha)	調整池等 C4 (ha)	造成森林 C5 (ha)	計 E=C1+C2+C3+C4 (ha)	森林以外 残存する 区域 (ha)	若齢林 (15年生 以下) F (ha)	16年生 以上 G (ha)	計 H=F+G (ha)				残 存 森林率 I=G/B (%)	造成森林 C6 (ha)	樹種				樹高 (m)	本数 (本)				
軽米東ソーラー	302.2016	296.6836	1.2072	0.5691	112.8154 (2.7953)	8.4134	0.0561	123.0612 (2.7953)	(0.7002)	30.8378	131.4879	162.3257	44.3%	11.2967	郷土種	1.0	22,705	-	-								
合計	302.2016	296.6836	1.2072	0.5691	112.8154 (2.7953)	8.4134	0.0561	123.0612 (2.7953)	(0.7002)	30.8378	131.4879	162.3257	44.3%	11.2967							22,705						()は5条森 林対象外面 積

軽再エネ第15号
平成29年3月28日

S・S・Jメガソーラー59 合同会社
代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2
職務執行者 陳 鋭 殿



軽米町長 山 本 賢



設備整備計画に係る認定通知書

平成28年12月28日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく岩手県知事の同意を得た上で、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり認定条件を附して、認定をします。

認定条件

以下の条件に従って設備整備計画の実施を行わない場合、認定を取り消すことがあります。

○基本事項

「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」に定める事項を遵守すること。

○開発行為等関係事項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置が適用されるものであることから、次に掲げる条件に従って開発行為を行うとともに、その他開発規制法等を遵守すること。

- 1 近年、ゲリラ豪雨に関連する災害の発生が全国各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じること。
- 2 軽米町及び S S J メガソーラー 59 合同会社との間で平成 28 年 11 月 4 日に締結した「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を遵守すること。
- 3 軽米町及び S S J メガソーラー 59 合同会社との間で平成 28 年 11 月 4 日に締結した「開発協定書」を遵守すること。
- 4 軽米町及び S S J メガソーラー 59 合同会社との間で平成 28 年 11 月 4 日に締結した「自然環境の保護等に関する協定書」を遵守すること。
なお、同協定書第 3 条に定める、事業完了後の森林への回復を確実に行うとともに、第 4 条に定める、希少野生動植物の保護措置等について、適切に行うこと。
- 5 軽米町及び S S J メガソーラー 59 合同会社との間で平成 28 年 11 月 4 日に締結した「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を遵守すること。
- 6 軽米町及び S S J メガソーラー 59 合同会社との間で平成 29 年 1 月 11 日に締結した「再生可能エネルギー発電設備の現状回復等に関する協定書」を遵守すること。
- 7 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 8 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 9 認定した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、軽米町及び県の担当職員の確認を受けたいうで開発行為に着手すること。
- 10 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、軽米町及び所轄広域振興局長等に届け出ること。
- 11 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- 12 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 13 認定した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に、軽米町長から設備整備計画変更の認定を受けること（軽米町は設備整備計画変更の認定をしようとする場合は、知事の同意を得ること。）
- 14 13に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 15 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 16 完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等を行わないこと。
- 17 開発行為は、認定の日から起算して1年以内に着手すること。
- 18 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙2「現場写真撮影要領」を参照）

現場写真撮影要領

1 撮影の趣旨

撮影は、工事完了後外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等について、後日確認するための資料とすることを目的として行うものである。

2 撮影方法

(1)次に掲げる工事の施工状況及び形状寸法について撮影すること。

- ・ 工事完了後、確認が難しくなる防災施設工事
- ・ その他関連工事

(2)撮影の際は、被写体にテープ、ポール等を当て、寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した黒板等を写しこむこと。

- ①工事名
- ②工種
- ③撮影年月日
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

(3)写真は、工種毎に施工順序に従ってアルバム等に添付し、完了確認調査時まで整理すること。

設備整備計画に係る認定申請書

平成28年12月28日

軽米町長 山本 賢一 殿

申請者

住 所 東京都千代田区三崎町二丁目4番1号

TUG-I ビル9F

氏 名 SSJメガソーラー59 合同会社

代表社員 一般社団法人SKYホールディングス

職務執行者 陳 鋭



農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



設備整備計画

1 申請者の概要

申請者 (代表者)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: SSJメガソーラー59合同会社 ②: 東京都千代田区三崎町二丁目4番1号 TUG-It [®] 19F ③: 代表社員 一般社団法人SKYホールディングス2 職務執行者 陳 鋭 ④: 電話番号: 03-5275-3470 E-mailアドレス: takeuchi.michitaro@skysolar.co.jp 担当者名: 竹内 道太郎	⑤: 30万円 ⑥: 0名 ⑦: 太陽光発電事業 ⑧: 12月
共同申請者 (共同して申請する者がいる場合に記載)	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①: ②: ③: ④: 電話番号: E-mailアドレス: 担当者名:	⑤: ⑥: ⑦: ⑧:

(注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあってはおおあざ、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備 (再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	太陽光	4.0万	4,000万	49.1ha	九戸郡軽米町大字小軽米第20地割字尊坊	3-13他30筆	山林	山林	49.1ha	SSJメガソーラー59合同会社	3
ii											

(注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類(太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス)を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	パワーコンディショナ	0.20 ha	i のとおり	同左	同左	同左	0.20 ha	SSJメガソーラー59合同会社	3
b									
c									

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○ (①の対応する番号) のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	平成29年4月1日～ 32年10月31日
ii	平成 年 月 日～ 年 月 日
iii	平成 年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	平成32年11月1日～ 52年10月31日
ii	平成 年 月 日～ 年 月 日

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

東北電力へ売電（年間15億円）を実施する。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関しては、すでに経済産業省より設備の認定また東北電力より系統連係承諾書を受領済みである。

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

① 発電事業に伴う収入の一部の取り扱いの内容

番号	取組内容	受益対象者	寄附金額	取組期間	受益対象者との調整等	取り扱いの根拠	備考
ア	自治体への寄附金	軽米町	年額 265万円	売電事業開始から20年間	当事者間での協定	軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画	
イ							

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

② 受益対象者による地域活性化対策の内容 (予定)

番号	取組内容	基金の名称 (予定)	基金の種類	基金運用の内容 (予定)	対象地域	備考
ア	地域活性化基金の創設	軽米町自然のめぐみ基金	取崩型基金	・森林整備事業 (間伐等) への助成 ・農道、林道の整備・維持管理への助成 ・地域活性化施設の維持管理への助成	軽米町全域	
イ						

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種別・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2) は、(1) が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあつては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名 (法人又は法人でない団体にあつては、名称) を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の (注) のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

(注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。

2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

(1) 設備の設置等にあたり岩手県林地開発基準に準じた手続きを行います。周辺環境に配慮し施設周辺に残置森林もしくは緑地帯を設けます。また緑地帯には小動物の移動経路を確保すべく配慮をします。

(2) 災害予防に対する事項

① 雨水流出による土砂流出等により災害が発生しないよう、洪水調整池と沈砂池を適宜に設置します。

② 施設の配置については、急傾斜地を避けるようにします。

③ 災害時の対策として事前に災害連絡体制表を作成して町に届出をします。

(3) 発電設備の撤去及び原状回復

① 事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去のうえ原状回復します。

(4) 自然環境への配慮のため自主的環境影響調査を実施しています。調査項目は、騒音・振動、動植物、水質、生態系、景観、反射光、廃棄物です。

(5) 地権者、利害関係者には開発の同意を頂いております。また、全町民を対象とした住民説明会を開催し、事業内容の説明を行ない、ご理解を頂いております。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
10億円	年間売電収入の一部を銀行に積み立てることにより、左記の費用を確保する。	2 (1) ①及び②

- (注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生の可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
 2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2 (1) ①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

再生可能エネルギー発電設備の使用期間終了後、もしくは途中で事業を廃止する場合は、SSJメガソーラー59 合同会社が、発電設備（太陽光発電パネル等）を撤去するとともに、使用期間終了時点、廃止時点もしくは撤去時点の法令を遵守し、リサイクル等の手法により適切に処理する。跡地については、SSJメガソーラー59 合同会社が事業実施前の状態（主に山林）に原状回復する。これら発電設備の撤去や原状回復に係る実施と費用の拠出についての責務はSSJメガソーラー59 合同会社が負うものとし、その旨を約した土地の賃借に係る契約を、地権者とあらかじめ締結する。

7 特例措置に関する事項（別表3-1～別表3-6）

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第1号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第3号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3(2)を記載する場合にあっては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあっては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

(別表1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

番号	設備の種類	必要な資金の額		調達方法					備考	
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他		合計(①+ ②+③+④)
i	太陽光発電 設備	110.04 億円	2.96 億円	113 億円	0 円	113 億円	0 円	0 円	113 億円	
ii										
iii										
合計		110.04 億円	2.96 億円	113 億円	0 円	113 億円	0 円	0 円	113 億円	

- (注) 1 (別紙)の2(1)の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（(2)の場合を除く。）

(単位：万円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他			
自治体への寄付金	SSJメガン ーラー59 合同会社	年額 265万円			年額 265万円					年額 265万円	
合計		年額 265万円			年額 265万円					年額 265万円	

(注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合においては、それぞれごとに記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合においては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 農林漁業関連施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

施設の種類・用途等	実施者	必要な資金の額		調達方法						合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	備考		
		①設備投資額	②初年度の運転資金額	合計 (①+②)	①申請者による資金	②申請者以外による資金	③発電事業による売電収益	④借入金	⑤補助金等			⑥その他	
ア													
イ													
ウ													
合 計													

- (注) 1 (別紙)の3(2)①の農林漁業関連施設の整備の内容の番号と対応するように記載すること。
 2 「実施者」欄には、申請者以外の連携して取り組む者がいる場合については、それらの者を含め全て記載すること。
 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
 4 「発電事業による売電収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表3-2-①)

(別紙)の設備又は施設の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置(法第11条第1項)関係

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	別紙と同じ
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	58.1325 ヘクタール
開発行為の着手予定年月日	平成29年4月1日
開発行為の完了予定年月日	平成31年11月15日
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合(法第7条第3項第2号及び第3号に規定する行為並びに同条第4項第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる行為に係る場合を除く。)にあつては、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

開発面積内訳表

区分	A 事業区域面積 (ha)	B 開発行為をしようとする森林面積 (ha)	C 開発行為に係る森林面積 (ha)	D=C/B 比率 (%)	備考
西1工区	14.8508	14.8149	9.4159	63.6%	
西2工区	9.3726	7.4034	4.6113	62.3%	
西3工区	24.6619	24.1620	5.2652	21.8%	
合計	34.0345	31.5654	9.8765	31.3%	
東1工区	20.4230	20.4120	16.2850	79.8%	
東2工区	10.8956	10.5867	2.8743	27.2%	
合計	31.3186	30.9987	19.1593	61.8%	
東3工区	33.8607	32.8214	19.6808	60.0%	
合計	114.0646	110.2004	58.1325	52.8%	

附 属 明 細 書 (工 区 合 計)

土地の所在場所	事業区 域面積 A (ha)	開発行為を しようとする 森林面積 B (ha)	左の面積の内訳										開発行為に係る森林面積 C1+C2+C3 (ha)	開発行為に係る 池等 C4 (ha)	造成森林 C5 (ha)	残存森林の面積				造成森林面積 j=C5-M (ha)	計 k=H+J (ha)	森林率 L=N/B (%)	造成森林の状況			土地の登記 簿上の権利の種 類及び氏 名	左の権利 の取得状 況	備考
			開発行為に係る森林面積		若齢林(5 年以下) F (ha)		10年生以 上 G (ha)		計 H=F+G (ha)		残存森林 率(%) I=G/B					開発行為 に係らない 造林 M (ha)		樹種	樹高 (m)				本数					
			C1 (ha)	C2 (ha)	C3 (ha)	C4 (ha)	C5 (ha)	B=C1+C2+C3 +C4+C5 (ha)	計 F (ha)	G (ha)	H (ha)	I (%)				J (ha)	N (ha)											
西1工区	14.8508	14.8149 (0.0359)	1.5034 (0.0268)	0.3970	6.8311 (0.0076)	0.6435 (0.0007)	0.0409	9.4159 (0.0351)	2.7316 (0.0008)	2.7316 (0.0008)	18.4%	2.6674 (0.0000)	0.0000	5.4399 (0.0008)	36.7%	1.0 (0)	5,417 (0)	-	-									
西2工区	9.3726	7.4034 (1.9692)	0.4292 (0.1771)	0.1574 (0.1344)	3.4837 (0.6512)	0.2027 (0.1330)	0.3383 (0.0127)	4.6113 (1.1084)	2.7921 (0.0342)	2.7921 (0.0342)	24.5%	0.0000 (0.8256)	0.0000	3.1304 (0.8735)	42.8%	1.0 (1.680)	677 (1,680)	-	-									
西3工区	24.6619	24.1620 (0.4999)	0.5833 (0.0503)	0.3267 (0.0407)	4.2457 (0.2136)	0.0224	0.1071	5.2652 (0.3046)	18.8002 (0.0245)	18.5742 (0.0245)	76.9%	0.0966 (0.9974)	0.0966	19.0039 (0.1953)	78.7%	1.0 (1.0)	408 (343)	-	-									
合計	34.0345	31.5654 (2.4691)	0.9925 (0.2274)	0.4841 (0.1751)	7.7294 (0.8648)	0.2251 (0.1330)	0.4454 (0.0127)	9.8765 (1.4130)	21.5923 (0.0587)	20.3887 (0.0587)	64.6%	0.0966 (0.9974)	0.0966	22.1343 (1.0688)	70.1%	1.0 (1.0)	1,085 (2,023)	-	-									
東1工区	20.4230	20.4120 (0.0110)	1.5894	0.6057	13.1044	0.9349 (0.0110)	0.0506	16.2850 (0.0110)	2.9300	2.9300	14.4%	1.1970 (0.0000)	1.1970	4.1776	20.5%	1.0 (0)	2,498 (0)	-	-									
東2工区	10.8956	10.5867 (0.3089)	0.5858 (0.0124)	0.1498 (0.2636)	1.8279 (0.0048)	0.3108 (0.0163)	0.0000	2.8743 (0.2971)	5.9191 (0.0118)	5.9191 (0.0118)	55.9%	1.7933 (0.0000)	1.7933	7.7124 (0.0118)	72.8%	1.0 (0)	3,587 (0)	-	-									
合計	31.3186	30.9987 (0.3199)	2.1752 (0.0124)	0.7555 (0.2636)	14.9323 (0.0048)	1.2457 (0.0273)	0.0506 (0.0000)	19.1593 (0.3081)	8.8491 (0.0118)	8.8491 (0.0118)	28.5%	2.9903 (0.0000)	2.9903	11.8900 (0.0118)	38.4%	1.0 (0)	6,085 (0)	-	-									
東3工区	33.8607	32.8214 (1.0393)	1.4666 (0.0927)	0.5081 (0.1104)	17.7061 (0.3395)	0.0000	19.6808 (0.5426)	9.3678 (0.0000)	11.8498	2.4820	7.6%	1.2908 (0.4967)	1.2908	13.1406 (0.4967)	40.0%	1.0 (0)	2,583 (994)	-	-									
合計	114.0646	110.2004 (3.8642)	6.1377 (0.3593)	2.1447 (0.5491)	47.1989 (1.2167)	2.1143 (0.1610)	0.5369 (0.0127)	58.1325 (2.2988)	45.0228 (0.0713)	34.4494 (0.0713)	31.3%	7.0451 (1.4941)	7.0451	52.6048 (1.5781)	47.7%	1.0 (0)	15,170 (3,017)	-	-									

